

越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、特別養護老人ホーム等の整備を促進するため、市内において特別養護老人ホーム等の施設整備を行う社会福祉法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。
- (2) 特別養護老人ホーム 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（定員30人以上の広域型特別養護老人ホームに限る。）をいう。
- (3) 老人短期入所施設 特別養護老人ホームの創設整備に伴い併設する老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。
- (4) 養護老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。
- (5) 特別養護老人ホーム等 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設及び養護老人ホームをいう。
- (6) 施設整備 次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること及び当該整備に伴って必要

	となる初度設備の整備をすること。
増床	既存施設の増築によって定員を増加するための整備をすること。
改修増床	既存施設を、増築を伴わず施設内部の改修によって定員を増加するための整備をすること。
改築	既存施設の定員を増加せずに、既存施設を取り壊して新たに施設を整備すること（建築後おおむね30年以上経過し、改築を必要と認める施設の改築に限る。） 及び当該整備に伴って必要となる初度設備の整備をすること。
大規模修繕	既存施設について、次のいずれかに該当する工事で、補助対象経費の見積総額が1,000万円以上となる修繕をすること。 ア 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事及び外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 イ 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事 ウ ア及びイ以外の大規模な修繕で特に必要と認める工事

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の表の左欄に掲げる施設種別の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める整備区分のうち、市長が必要と認める施設整備を行う事業とする。

施設種別	整備区分
特別養護老人ホーム	創設、増床、改修増床、改築及び大規模修繕
老人短期入所施設	創設（特別養護老人ホームの創設整備に伴う併設に限る。）
養護老人ホーム	改築及び大規模修繕

- 2 前項の規定にかかわらず、改築及び大規模修繕について、補助の対象となる施設が既に大規模修繕に係る他の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年以上経過していないときは、補助の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業に係る施設整備に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の取得（建物の新築に比べ、相当に効率的であると認められる場合におけるものを除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舍の整備に要する費用
- (4) その他補助事業に係る施設整備に要する費用として適当と認められない費用

（補助金の交付額）

第5条 前条に規定する経費に対する補助金の交付額は、次の各号に掲げる整備区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の範囲内で、市長が認める額とする。

- (1) 創設及び改築（第3号に該当する部分を除く。）並びに増床 別表第1の第1欄に掲げる施設種別及び第2欄に掲げる整備区分ごとに、同表の第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額（対象経費に係るものに限る。以下同じ。）を控除した

額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額と、同表の第3欄に掲げる基準額に当該施設の定員数（増床にあつては、増加定員数）を乗じて得た額の合計額とを比較して少ない方の額

(2) 改修増床及び大規模修繕 別表第1の第1欄に掲げる施設種別及び第2欄に掲げる整備区分ごとに、同表の第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と、同表の第3欄に掲げる基準額に当該施設の定員数（改修増床にあつては、増加定員数）を乗じて得た額の合計額とを比較して少ない方の額

(3) 創設及び改築（当該整備に伴う初度設備の整備に限る。） 別表第2の第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と、同表の第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額

（申請書の様式等）

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、添付を要しない。

3 規則第5条第2項第4号の市長が定める事項は、補助事業に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本とする。

（補助金の交付条件）

第7条 規則第8条第2項の規定により付する補助金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、当該補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、そ

の効果的な運用を図ること。

(交付決定の通知)

第8条 規則第9条の規定による交付決定の通知は、第2号様式により行うものとする。

(事業内容等の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金変更承認申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 補助金は、規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金の交付決定後に概算払により交付する。

2 規則第18条第2項の請求書の様式は、第5号様式のとおりとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、次の各号に掲げる報告書を、それぞれ当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 工事着工報告書（第6号様式） 工事を着工した日から起算して5日以内

(2) 工事進捗状況報告書（第7号様式） 毎年度1月10日まで

(実績報告)

第12条 規則第15条の報告書の様式は、補助事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は第8号様式のとおりとし、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは第9号様式の

とおりとする。

2 補助事業者は、前項の報告書に精算額内訳書及び歳入歳出決算書（見込書）抄本を添付して市長に提出するものとする。

3 前項の規定による提出は、補助事業の完了の日から起算して25日を経過する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認に係る通知を受理した日から起算して25日を経過する日）又は3月15日のいずれか早い日までに行うものとする。

（補助金の額の確定通知）

第13条 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定に係る通知は、第10号様式により行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

施設種別	整備区分	基準額	対象経費
特別養護老人ホーム	創設	定員1人あたり 3,000,000円	施設整備に必要な工事費 又は工事請負費（冷暖房 工事費、浄化槽工事費、 昇降機工事費又はスプリ ンクラー工事費を含み、 第4条各号に掲げる費用 を除く。）
	増床	増加定員1人あたり 2,160,000円	
	改修増床	増加定員1人あたり 1,000,000円	
	改築	定員1人あたり 3,000,000円	
	大規模修繕	定員1人あたり 1,000,000円	
老人短期入所施設	創設	定員1人あたり 430,000円	
養護老人ホーム	改築	定員1人あたり 3,000,000円	
	大規模修繕	定員1人あたり 1,000,000円	

注 特別養護老人ホームについて、改築と併せて増床するときの増床部分に対する補助金の基準額は、増床にかかる基準額を適用する。

別表第2（第5条関係）

施設種別	整備区分	基準額	対象経費
特別養護老人ホーム	創設	1施設あたり	設備整備に必要な需要費（消耗品費）、備品購入費又は工事請負費
	改築	25,000,000円	
養護老人ホーム	改築		